

(仮 訳)

プレス・リリース

2010年 12月 10日
バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会がオペレーショナル・リスクに関する 2つの市中協議文書を公表

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、本日、オペレーショナル・リスク(以下「オペリスク」)に関する二つの文書、「オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス」と「オペレーショナル・リスクの先進的手法のための監督指針」の市中協議を開始しました。

「オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス」は、同様のテーマに関するバーゼル委の2003年の文書を改訂するものです。改訂版は、2003年以降のオペリスク管理の進展に着目し、この間の業界のベスト・プラクティスと監督当局の経験を反映したものです。同文書の中で示された原則は、ガバナンス、リスク管理、ディスクロージャーという3つの大きなテーマの枠組みで議論されています。

バーゼル委はまた、「オペレーショナル・リスクの先進的手法のための監督指針」の市中協議を開始しました。自己資本比率規制では、オペリスク管理が時間と共に一層成熟し、実効的なリスク管理やリスク計測実務の幅が収斂していくことを想定しています。本文書は、ガバナンス、データ要件、モデリング手法に関する監督指針を示すことによって、このプロセスに貢献していくことを企図しています。

本文書に対するコメントは、2011年2月25日までに、baselcommittee@bis.org宛に電子メールで提出するか、郵送で「スイス連邦、CH-4002 バーゼル市、国際決済銀行、バーゼル銀行監督委員会事務局」宛にお寄せください。

バーゼル銀行監督委員会について

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に促進し強化することに取り組んでいる。委員会のメンバーは、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。バーゼル銀行監督委員会の事務局は、スイス・バーゼルの国際決済銀行に置かれている。